

鴫羽鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（ダイヤ改正に伴う改正）

改 正 (前略)	現 行 (前略)
(特急券等の発売) 第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 (中略) (特急券等の発売の特例) 第57条の4 特急列車等に、係員の承諾を得ずに、かつ事前に特急券等を購入せずに乗車した旅客に対しては、第57条の規定にかかわらず、特急列車等の車内で、特急券等を発売することがある。ただし、この場合、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 (中略) (特急料金等の払いもどし) 第273条 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。 なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 社線区間の場合 特急券等1枚につき100円。ただし、個室券については420円 (2) 愛川線連絡にかかる場合 特急券等1枚につき100円。ただし、個室券については420円 (3) 桐嶋線連絡にかかる場合 1枚につき100円。 (以下略)	(特急券等の発売) 第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 (中略) (特急料金等の払いもどし) 第273条 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。 なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 社線区間の場合 特急券等1枚につき100円。ただし、個室券については420円 (2) 愛川線・桐嶋線連絡にかかる場合 1枚につき100円。 (以下略)

附則

この通達は、2020年5月30日から施行する。